附　則

（施行期日）

1　この省令は、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十一月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第三条及び第四条の改正規定は、平成二十五年六月一日から施行する。

（施行日前に退職した者が改正前の第六条の二第一号等に掲げる者に該当する場合の経過措置）

2　施行日前に退職した者がこの省令による改正前の第六条の二第一号、第二号又は第六号に掲げる者に該当する場合には、この省令による改正後の第六条の二に規定する法第十条第一項に規定する総務省令で定める者とみなす。

（施行日前に退職した者に係る国家公務員退職票に関する経過措置）

3　施行日前に退職した者に交付する国家公務員退職票については、この省令による改正前の別記様式第一によるものとする。

○総務省令第六十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百七十二条の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月二十四日

総務大臣　新藤　義孝

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第十六号様式中、

「

代表者の氏名	氏　　名
一のウェブサイト等のアドレス	

」を「

代表者の氏名	氏　　名
一のウェブサイト等のアドレス	
職　　業	何々

」に、

「

職　　業	何々
一のウェブサイト等のアドレス	

」を「

職　　業	何々
一のウェブサイト等のアドレス	

」に改め、同様式備考四を同様式備考五とし、同様式備考三を同様式備考四とし、同様式備考二の次に次のように加える。

三　「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

別記第十六号様式の八中、

「

職　　業	何々

」を「

職　　業	何々
一のウェブサイト等のアドレス	

」に改め、備考を次のように改める。

備考

一　「生年月日」欄及び「職業」欄の記載については、第十六号様式の備考に準ずる。

二　「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

別記第十六号様式の九中、

「

職　　業	何々

」を「

職　　業	何々
一のウェブサイト等のアドレス	

」に改め、備考を次のように改める。

備考

一　「生年月日」欄及び「職業」欄の記載については、第十六号様式の備考に準ずる。

二　「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。